

～腎臓移植をお考えの方へ、新規登録のご案内～

【臓器移植とは】

臓器移植とは、病気や事故によって臓器の機能が低下もしくは機能しなくなった方に対し、他の方から臓器を移植して、機能を回復させる医療です。

家族などから提供を受ける場合を生体移植と言いますが、亡くなった方からの善意による提供を死体移植と言います。

死後に提供された臓器の移植を希望される方は、[日本臓器移植ネットワークに登録して待機します。](#)生体移植については各医療機関にお問い合わせください。

【死体腎（献腎）移植新規登録の手順】

1. 透析施設、受診施設で移植に関する相談

- ・透析または通院している受診施設の主治医に献腎移植を希望する意思があることを伝え、相談してください。
- ・佐賀県では、移植手術が行える病院は限られています。移植施設の選択は主治医とよく相談してください。

【佐賀県内の腎移植施設（2施設）】

| | | | |
|--------------|------|----------|--------------|
| 佐賀大学医学部附属病院 | 泌尿器科 | 電話番号（代表） | 0952-31-6511 |
| 佐賀県医療センター好生館 | 泌尿器科 | 電話番号（代表） | 0952-24-2171 |

- ・希望する移植施設が決まれば、移植希望施設にお問い合わせいただき**腎臓移植希望登録用紙**を送付していただきます。
- ・新規登録用紙に主治医より必要事項を記入していただきます。

2. 移植希望施設の受診

- ・主治医に移植施設への紹介状を作成してもらい、移植希望施設を予約し受診します。

【持参するもの】

1. 紹介状
2. 腎臓移植希望登録用紙
3. 健康保険証・障害者手帳等
4. 印鑑（助成金申請時に必要）
4. 血液型の結果が記載された結果書
5. 診察料

- ・移植施設を受診すると臓器移植に関するインフォームドコンセント（説明と同

意)が行われます。

説明後内容に同意された場合のみ登録が可能となり、登録用紙に同意の署名・住所等の記載を行います。

3. 移植に備えた採血

- ・死体腎移植では提供者との適合性が重要であり、**組織適合性検査(HLA)**が**必須**となり、採血をしていただきます。
- ・HLA検査料金は佐賀県在住の方は助成されますので自己負担はありません。助成金交付申請書に記入していただきます。(移植希望施設が佐賀県外の方も助成の対象になります。)
- ・死体腎移植ではリンパ球交差試験にそなえて、血清保存のための採血が必要です。

リンパ球交差試験：提供者の血液と移植候補者の血液を混ぜ合わせて、拒絶反応が起こらないことを確認するための検査

4. 日本臓器移植ネットワークへ移植希望登録

- ・移植施設より日本臓器移植ネットワークへ登録が行われます。
- ・ご本人(または代理の方)により**新規登録料30,000円**をコンビニエンスストアにて支払います。
- ・ただし下記に該当する方は登録料免除となります。

生活保護の方・・・・・・・・生活保護受給証明書(発行機関：福祉事務所)

住民税非課税世帯の方・・・「世帯全員」と記載のある住民票

「世帯全員」の非課税証明書

(発行機関：市町村役場)

※一度支払われた費用は返金できませんので、費用を支払わずに手続きを行ってください。

5. 登録完了通知

- ・日本臓器移植ネットワークでの登録完了後、登録者ご本人様宛に「登録完了通知(臓器移植希望登録証と臓器移植患者登録証明書兼患者負担金領収書)」が送付されます。

再発行はできませんので大切に保管してください。

【登録完了後の手続き】

1. 登録更新の手続き

- ・臓器移植の登録を継続されるかどうかの確認のため、日本臓器移植ネットワークより年に1回（毎年1月から3月頃）登録更新のお知らせが郵送されてきます。
- ・移植施設を受診し更新の可否についての評価と、連絡先など現在登録されている内容の確認を行います。
- ・更新料5,000円をコンビニエンスストアにて支払います。
- ・更新申請用紙を日本臓器移植ネットワークに郵送します。
- ・ただし下記に該当する方は登録料免除となります。

生活保護の方・・・・・・・・生活保護受給証明書（発行機関：福祉事務所）

住民税非課税世帯の方・・・「世帯全員」と記載のある住民票

「世帯全員」の非課税証明書

（発行機関：市町村役場）

※一度支払われた費用は返金できませんので、費用を支払わずに手続きを行ってください。

2. 血清保存のための採血

- ・死体腎移植では、年1回以上の採血（血清の交換）が必要です。採血が必要な時期になると連絡が入ります。

3. 登録データに変更がある場合

- ・住所、電話番号、透析施設などに変更がある場合は、ただちに移植施設に連絡してください。移植施設より日本臓器移植ネットワークへデータの変更が行われます。

【移植時に必要な費用】

1. 手術、治療に係る費用

- ・腎臓移植の費用は基本的には医療保険が適用となっており、受けている公費負担制度により自己負担額が異なります。

個室の差額ベッド代等は自己負担となりますので、詳しくは移植施設にお問い合わせください。

- ・臓器搬送費・摘出医師派遣費

これらの費用が発生した場合は実費をご負担していただきます。ただし医療費保険の療養費として扱われ、所定の手続きをしていただければ全額もしくは一部が還付される場合があります。ご自身が加入されている健康保険の窓口へお問い合わせください。

2. 日本臓器移植ネットワークへの費用

- ・コーディネート経費 100,000円

- ・ただし下記に該当する方は免除または返納となります。

1) 移植日より満3か月以内に、移植した腎臓の機能が廃絶したと医師が書面をもって証明した場合

2) 生活保護の方・・・・・・・・生活保護受給証明書（発行機関：福祉事務所）

住民税非課税世帯の方・・・「世帯全員」と記載のある住民票

「世帯全員」の非課税証明書

（発行機関：市町村役場）